

境町告示 11 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、
岩井・境都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第 20 条第 1 項
の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図
書を次の場所において縦覧に供する。

平成 30 年 2 月 15 日

境 町 長 橋 本 正 裕



1 都市計画の種類

土地区画整理事業

2 都市計画の内容

土地区画整理事業の決定

3 都市計画を変更する土地の区域

〈境古河 IC 周辺地区〉

猿島郡境町

大字長井戸 字ビハ砂，字中屋敷，字蛇池越，字後久保及び
字原割の各一部

大字蛇池 字ビヤ砂及び字西原の各一部

大字西泉田 字上野原の一部

4 都市計画の縦覧場所

境町役場建設農政部建設課

岩井・境都市計画 土地区画整理事業の決定(境町決定)

岩井・境都市計画 境古河 IC周辺地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	境古河 IC周辺地区土地区画整理事業
面 積	約 24.6ha
公共施設の配置	道路 地区内の骨格道路として、両側歩道を含む区画道路を配置し、県道結城野田線（16m）、町道1-4号線（11m）にそれぞれ接続するよう計画する。地区内の区画道路及び歩行者専用道路については適宜配置する。
	公園 公園については、地区の街区構成や周辺環境への影響など考慮して適切に配置する。 公園の面積は、施行区域面積の3%以上を確保する。
	その他の公共施設 地区内の雨水排水については、地区内の調整池に流入させたのち、流量調整を行い、準用河川染谷川へ放流する。 污水排水については、公共下水道に接続し、処理する。 上水道については、境町上水道から給水を受ける。
宅地の整備	土地利用 産業の集積により雇用と地域活力の創出を目指すため、物流を中心とした新産業拠点の形成と既存施設との調和を図る。 街区の規模 土地利用計画に基づき、土地の有効利用が図られるよう適正な街区規模を設定する。 宅地の整地 道路計画高及び排水計画等を考慮し、周辺地形との整合性を踏まえた造成を行う。

施行区域は「計画図」表示のとおり

理 由

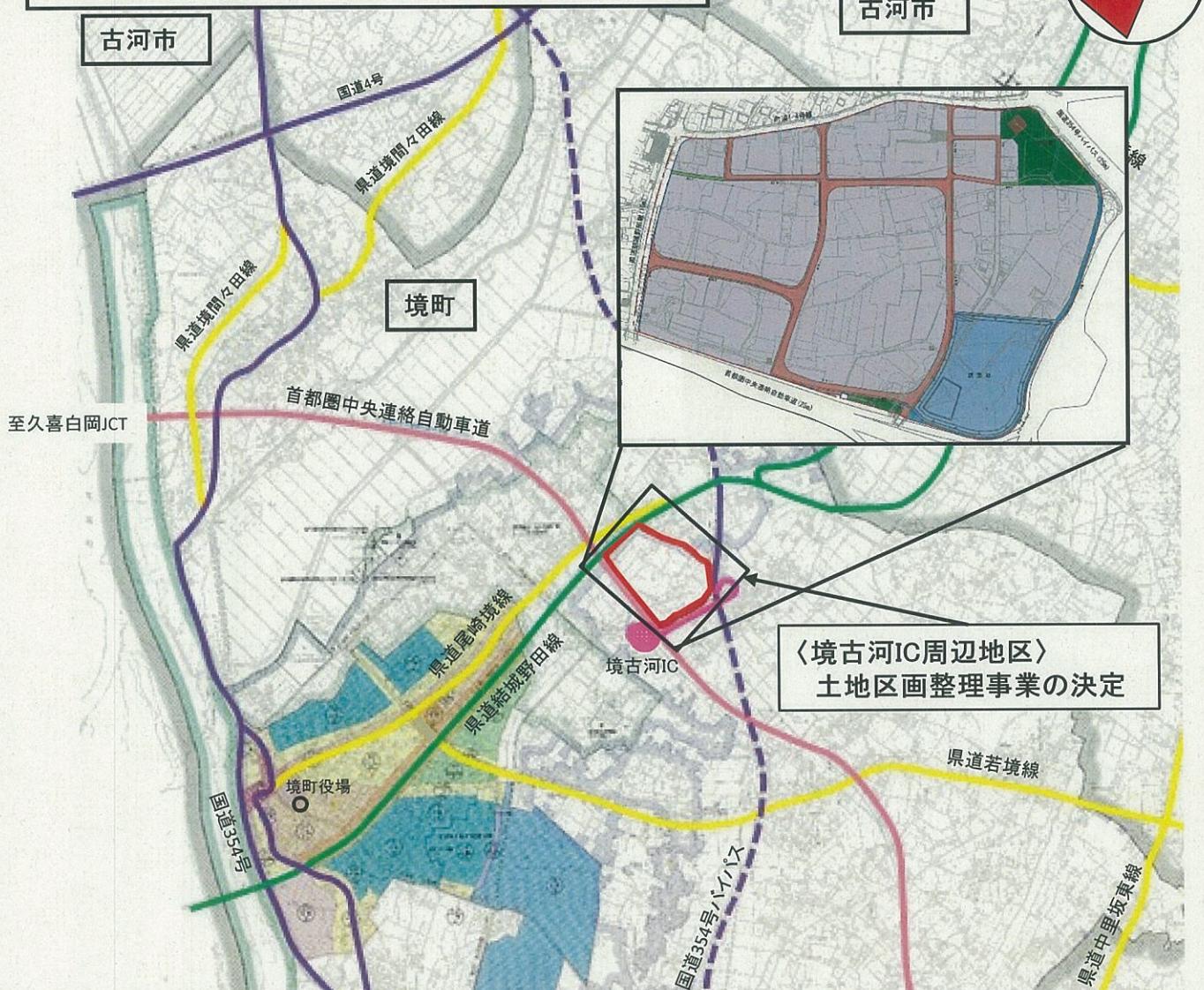
産業の誘導による地域の振興を目指し、首都圏中央連絡自動車道境古河インターチェンジ周辺という立地特性を生かした新たな産業拠点の形成を図るため、本案のとおり土地区画整理事業を決定する。

位置図

岩井・境都市計画 土地区画整理事業の決定(境町決定)

【決定概要】

- ◆名称: 境古河IC周辺地区土地区画整理事業
- ◆面積: 約 24.6 ha



同時決定

- 【県決定】区域区分の変更
- 【町決定】用途地域の変更, 地区計画の決定, 下水道の変更

凡 例

	土地地区画整理事業 決定区域
--	-------------------

【変更理由】

産業の誘導による地域の振興を目指し, 首都圏中央連絡自動車道境古河インターチェンジ周辺という立地特性を活かした新たな産業拠点の形成を図るため, 土地区画整理事業を決定する。